（その１）

収支報告書

（令和7年分 開催分）

長野県選挙管理委員会 -8.4.30 収受

（ふりがな）	しゅうぎいんぎいん　しのはらたかし　ぜんこくこうえんかい
1 政治団体の名称	衆議院議員　篠原孝　全国後援会
2 主たる事務所の所在地	長野県長野市若里4-12-26 宮沢ビル2F
3 代表者の氏名	（姓）篠原　（名）孝
4 会計責任者の氏名	（姓）岡本　（名）匡広
事務担当者の氏名	（姓）岡本　（名）匡広
（電話）	080-3178-6224
（電話）	
（電話）	

政治団体の区分

- ☐ 政党
- ☐ 政党の支部
- ☐ 政治資金団体
- ☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
- ☑ その他の政治団体
- ☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☑ ２以上の都道府県の区域等
- ☐ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- ☐ 有
- ☑ 無

公職の種類（現職・候補者の別）

資金管理団体の届出をした者の氏名（姓）（名）

国会議員関係政治団体の区分

- ☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
- ☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第３号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第19条の16の３第１項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体

公職の候補者の氏名等	（姓）篠原　（名）孝
公職の種類等（現職・候補者の別）	衆議院議員（現職）
公職の候補者の氏名等（２人目）	（姓）　（名）
公職の種類等（現職・候補者の別）	
公職の候補者の氏名等（３人目）	（姓）　（名）
公職の種類等（現職・候補者の別）	

資金管理団体の指定の期間	国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から まで	から まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）	（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

受付 8.5.21 収支公開室 第　号

1283

102410

(その２)

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	4,593,808
（前年からの繰越額）	3,637,084
（本年の収入額）	956,724
支　出　総　額	362,812
翌年への繰越額	4,230,996

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	0

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	955,000	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	0	
小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	955,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	955,000	

（その６）

(6) その他の収入

行番号	摘　　要	金　　額	備　　考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	この頁の小計	0	
	1件10万円未満のもの	1,724	
	合　　計	1,724	

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分		1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金　　額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)		職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備　　考
				都道府県、郡及び市区町村	町又は字以降		
1	佐藤　光一郎	33,000	R7/4/22	千葉県君津市南子安5-15-22		会社役員	
2	佐藤　光一郎	300,000	R7/9/8	千葉県君津市南子安5-15-22		会社役員	
3	佐々木　敏雄	5,000	R7/4/12	東京都町田市鶴間2-3-7		無職	
4	三輪　芳秋	63,000	R7/4/14	静岡県駿東郡長泉町下土狩1210		会社役員	
5	鬼澤　幸子	20,000	R7/4/24	埼玉県川越市南田島2491-52		無職	
6	寺田　幸一郎	13,000	R7/4/26	神奈川県川崎市幸区河原町1丁目河原町団地15-402		会社員	
7	宮脇　豊	5,000	R7/5/28	東京都世田谷区赤堤3-10-4		会社役員	
8	江森　剛文	5,000	R7/6/12	東京都文京区春日2-18-7-901		無職	
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
	この頁の小計	444,000					
	その他の寄附	511,000					
	合　　計	955,000					

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	12,000	0	
(2) 光熱水費	0	0	
(3) 備品・消耗品費	72,104	0	
(4) 事務所費	141,053	0	
小計	225,157	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	123,300	0	
(2) 選挙関係費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣伝事業費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調査研究費	4,355	0	
(5) 寄附・交付金	10,000	0	
(6) その他の経費	0	0	
小計	137,655	0	
合計	362,812		

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3．備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	72,104				
	合計	72,104				

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	複合機リース料	15,840	R7/1/27	三菱HCビジネスリース株式会社	東京都港区西新橋1-3-1	
2	監査費用	33,000	R7/7/14	税理士法人青葉会計長野北オフィス	長野市稲田三丁目18番20号	
3	NHK受信料R6.12～R7.11	21,765	R7/12/26	日本放送協会	東京都渋谷区神南2-2-1	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	70,605				
	その他の支出	70,448				
	合計	141,053				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費 渉外費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	43,000				
	合計	43,000				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費 交際費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	生花代	11,000	R7/1/10	㈱JAふくしま未来サービス	福島県伊達市保原町字七丁目33-3	
2	生花代	16,500	R7/7/1	ＪＡ全農Ａコープ㈱	山形県鶴岡市稲生一丁目9-40	
3	生花代	19,800	R7/7/18	株式会社ひかりセレモニー	埼玉県川越市砂903-5	
4	生花代	16,500	R7/9/19	株式会社帯広公益社	北海道帯広市大通南8丁目2番地	
5	生花代	16,500	R7/12/18	株式会社はこねフローリスト	東京都千代田区平河町2-4-1都市センターホテル	
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	80,300				
	その他の支出	0				
	合計	80,300				

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		7．調査研究費	
					書籍購入	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	4,355				
	合計	4,355				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		8．寄附・交付金	
					寄付金	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	10,000				
	合計	10,000				

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

（その20）

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和8年　3月　19日

政治団体の名称　衆議院議員　篠原孝　全国後援会

会計責任者の氏名　岡本　匡広

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

政治資金監査報告書

令和　8年　3月　19日

衆議院議員篠原孝全国後援会
代表　篠原　孝　殿

登録政治資金監査人　山口博孝
登録番号　第2692号
研修終了年月日　平成21年7月3日

1　監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、衆議院議員篠原孝全国後援会の令和7年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、衆議院議員篠原孝全国後援会の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。



(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3　業務制限

衆議院議員篠原孝全国後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、衆議院議員篠原孝全国後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上